

0～2歳児クラス用
(2023年4月2日以降に生まれた児童)

認証保育所などの保育料補助制度のご案内

2026 年度
2026 年 5 月発行



2026年度中野区認証保育所等保護者補助金

【担当】中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課

幼稚園・認可外保育係

直通電話 03-3228-5681(平日 8 時 30 分～17 時)

補助対象施設

施設 所在地	施設類型	施設名称	
中野区	認証保育所	幼保園シャローム新中野	こもれび保育園中野新橋園
		マミーズエンジェル中野白鷺保育園	ピノッキオ保育園
		ぼけっとランド中野坂上	龍の子保育室
	認可外保育施設	バイリンガルアート保育ルーム FairyTale	のびのびハウス中野
		ちっちゃな保育園リトルフェアリー	キッズルーム
		アオバジャパン・バイリンガル プリスクール中野キャンパス	中野江古田病院 院内保育所 えこだ保育園
		新中野キリスト教会附属子どもセンター	東京医療生活協同組合保育室
		新渡戸文化幼稚園(子ども園)	
	企業主導型保育所	こもれび保育園中野坂上園	もしものほし中野保育園
		あかつき保育園	木下の保育園 野方
		カメラアキッズ東中野園	やはた幼稚園附属やはた保育ルーム
		保育ルーム Felice 中野新橋園	江古田の星保育園
		こもれび保育園白鷺園	TMPH ピーポ保育園
中野 区外	認証保育所	区外認証保育所はすべて補助対象施設となります。	
	認可外保育施設	施設によって補助金の対象有無が異なります。施設が補助対象施設であるかどうかは、幼稚園・認可外保育係(03-3228-5681)へお問い合わせください。	

※認可外保育施設(企業主導型保育所を含む)は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設のみが補助対象となります。

※上記情報は 2026 年 5 月 1 日時点の情報であり、変更される場合があります。

※幼稚園や認可保育所等に在籍している月及びベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)のアカウント有効月は、認証保育所等保護者補助金は対象外となります。

補助対象条件

※2026 年 4 月分から、認可保育所等の申し込みの有無を問わず、下記条件を満たしていれば補助対象となります。

【住民税課税世帯の方】

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設（P.1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
- (3) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
- (4) 保護者に保育の必要性の事由があること（P.2 参照）

【住民税非課税世帯の方】

上記（1）～（4）に加え、中野区の施設等利用給付認定（新 3 号認定）を有効に取得していること

※施設等利用給付認定（新 3 号認定）とは幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な認定です。

※0～2 歳児クラス非課税世帯で企業主導型保育所に在籍している方は、利用施設に非課税世帯であることをお伝えいただければ保育料が減額や無償になることがあります。

まだ新 3 号認定を取得していない方は必要書類をご確認のうえ申請してください。



保育の必要性の事由及び補助対象期間

保育の必要性の事由(保護者の状況)		補助対象期間
就労	就労(休憩時間を除き、月48時間以上)をしている場合	就労している月
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後2ヶ月(多胎妊娠の場合は14週間前から)
求職活動	求職活動を行っている場合	3か月(施設利用開始日から起算)
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で月48時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護をしている場合(週3日かつ日中4時間以上)	
育児休業 ☆「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいます。	①育児休業中に、児童が補助対象施設に在籍した場合	復職月に48時間以上就労している場合、復職月の直前1か月分
	②上のお子さんの育児休業からいったん復職し、上のお子さんが補助対象施設に入所した後、下のお子さんの出産・育児休業を取得する場合※1	保護者が育児休業中に限り、最大で下のお子さんが満3歳に達する年度の3月末日まで(育児休業を取得できない方で、みなし育児休業(※2)を取得する場合は、最大で出生したお子さんが満1歳に達する年度の3月末日まで)
	③上のお子さんの育児休業から復職せず、続けて下のお子さんの出産・育児休業を取得した場合	上のお子さんの補助は下のお子さんの産前産後休業中のみ。下のお子さんの補助は①が該当

※1) 下のお子さんの出産休暇に入る前に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合に限ります。
下のお子さんの出産休暇に入った後に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合は、下のお子さんの育児休業中は補助の対象とはなりません。

※2) 育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業、業務委託等の個人事業主やパート・アルバイト等の方が、出生したお子さんの預け先を探す期間として、特例的に一定期間休業（＝みなし育児休業）したまま在園中の上のお子さんの補助を受けることができます。（ただし、上のお子さんの産休・育児休業からいったん復職していて、かつ上のお子さんが下のお子さんの産前休業開始日より前に入園していることが条件です）。
みなし育児休業制度は令和8年8月利用分より適用されます。

提出書類

「全員」提出する書類

提出書類				提出回数
① 2026 年度中野区認証保育所等保護者補助金交付申請書兼口座振替依頼書(区様式) ※電子申請の場合は提出不要				年度に1回
② 申請者の本人確認書類のコピー 顔写真つき証明書(1点)…マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)、パスポート、障害者手帳、 または 在留カード(両面)等 顔写真なし証明書(2点)…年金手帳、社員証、本人名義の預金通帳、後期高齢者医療被保険者証、 介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等				年度に1回
③ 父母それぞれの保育の必要性を確認できる書類 証明日が2026年4月2日以降かつ補助金申請日から起算して6か月以内に以下の手続きで提出しており、その後の状況に変更がない場合は提出省略可能 ・認可保育所の申込み ・認可保育所の現況調査 ・新認定の申請 ・兄弟姉妹分の補助金申請	就労	会社員 パート 派遣社員等	就労証明書(区様式) ☆就労先が複数にわたる場合はそれぞれの就労証明書が必要	年度に1回
		自営業(親族経営を含む) 経営主	(1) 就労証明書(区様式) (2) 令和7年分の所得税の確定申告書(一表・二表)又は源泉徴収票のコピー ☆(2)の書類が提出できない場合は以下2点 ①仕事内容や資格がわかるもの(営業許可証、開業届等) ②収入の証明(報酬の記録、通帳のコピー等)	
	出産	母子健康手帳の分娩予定日記載ページのコピー		
	求職活動	就職活動を証明する書類(ハローワークが認める求職活動を証する書類、求職活動報告書(区様式)、不採用通知)		
	就学	(1) 在学証明書のコピー (2) スケジュールの確認ができるもののコピー(時間割表等) (3) 在学開始日および卒業見込年月日の確認ができるもののコピー		
	疾病	診断書(区様式)		
	障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー		
	親族の介護・看護	(1) 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー (2) 介護・看護の週間スケジュール(詳細はお問い合わせください)		

「該当する方のみ」提出する書類

要件	提出書類		提出回数
認証保育所以外の認可外保育施設を利用している場合	④ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書 ※利用施設に記載を依頼してください。ご案内最終ページに添付しています。 ※昨年度と提出書類が変更になっておりますのでご注意ください。		各支払い期ごと
4月～8月分の補助金申請かつ2025年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合	⑤ マイナンバーカード(マイナンバー記載面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は2024年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)をご提出ください。 ※マイナンバー確認書類が未提出の場合、市町村民税は最高階層(C30階層)とみなします。ただし、認可保育園の入園申込み、兄弟の認定・補助金申請で保育園・幼稚園課にマイナンバー書類を提出している場合は提出不要です。		年度に1回
9月～3月分の補助金申請かつ2026年1月1日時点で野区に住民登録がない場合	⑥ マイナンバーカード(マイナンバー記載面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は2025年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)をご提出ください。 ※マイナンバー確認書類が未提出の場合、市町村民税は最高階層(C30階層)とみなします。ただし、認可保育園の入園申込み、兄弟の認定・補助金申請で保育園・幼稚園課にマイナンバー書類を提出している場合は提出不要です。		年度に1回
ひとり親の方 ※新3号認定を取得している方は不要	⑦ 離婚、未婚の方	【次のいずれかのコピー】 ・児童扶養手当認定通知書 ・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定兼支払通知書 ・離婚の受理証明書 ・保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)	年度に1回
	⑧ 上記以外の方	ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの(具体的な提出書類についてはお問い合わせください)	
住民税非課税世帯の場合	⑨ 施設等利用費請求書(区様式) ※企業主導型保育所の方は不要	詳細は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～現況調査・請求用～(認可外保育施設等向け)」又は区HPを参照 	各支払い期ごと
	⑩ 現況届(区様式)		年度に1回
	⑪ 保育の必要性を確認できる書類		年度に1回

補助金額の計算方法

「補助対象施設と契約した食材料費を含めた月ごめの基本保育料(スポット延長の保育料※1などは除く)」と「70,000円(月額補助限度額)」を比べ、低い方の額を限度額とします。

※1:その他日用品・文房具・行事参加費・送迎費・光熱費などは補助対象外です。

※2:10月以降は、補助対象額を1,000円未満切り捨てとせず、1円単位まで補助されます。

※3:施設等利用給付金の上限額引き上げに伴い、10月分から一部児童の補助対象上限額が変更します。

	企業主導型保育所 以外	企業主導型保育所	企業主導型保育所 以外	企業主導型保育所
	課税世帯		非課税世帯	
4～9月分 ※1,000円未満 切り捨て	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円
10～3月分 ※1円単位で算定	70,000円	70,000円	73,700円	70,000円

申請期限

提出書類①～⑪の申請期限

	申請対象期間	書類提出期限		決定通知 発送時期	交付予定時期
		区役所窓口 区役所へ郵送(必着)	地域事務所		
第1期	4月～7月分	2026年7月10日 (金)17時	2026年7月8日 (水)17時	2026年 9月中旬	2026年9月30日 (水)
第2期	8月～11月分	2026年11月13日 (金)17時	2026年11月11日 (水)17時	2027年 1月中旬	2027年1月29日 (金)
第3期	12月～3月分	2027年3月12日 (金)17時	2027年3月10日 (水)17時	2027年 5月初旬	2027年5月14日 (金)

※④特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書のみ申請対象期間の翌月15日まで提出を受け付けていますが、それ以外の書類は上記期限までに提出が必要です。

※2025年度に当補助金制度を利用していた方も、改めて申請が必要です。

※当補助金は上記いずれかの期に申請すれば、2026年度中は有効となります。ただし、転園した場合は改めて申請が必要です。一方、施設等利用費(新認定取得者が対象)は各支払い期ごとに申請が必要です。

※2026年度中に限り、第2・3期に申請した場合でも4月分まで遡って申請することが可能です。

ただし、第3期締切日以降は申請することができませんのでご注意ください。

提出書類⑩～⑪の申請期限(0～2歳児クラス非課税世帯のみ)

2026年7月10日(金)17時

※該当書類はこちらより申請可能です。



書類提出先

電子 申請	原則、電子申請での提出をお願いいたします。こちらより申請可能です。  	不足・追加書類は こちらより申請可能です。  
郵送	〒164-8501 中野区中野 4-11-19 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。	
持参	(1)中野区役所 子ども総合窓口 (2)南中野・東部・江古田・野方・鷺宮の各地域事務所 ※(2)各地域事務所でご提出いただく場合は、書類の受け取りのみとなり、その場で審査やご質問等に答えることはできません。また、追加書類など一部書類のみの受付はできません。 審査を行うに当たり支障のある不備については後日中野区役所から連絡いたします。	

紙での申請をご希望の場合は、右記よりダウンロードするか、中野区窓口でお受け取りください。

